新潟県条例第30号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (新潟県漁港管理条例の一部改正)

第1条 新潟県漁港管理条例(昭和33年新潟県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部 分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

 改 正 後
 改 正 前

 (趣旨)
 (趣旨)

第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号。以下「法」という。) の規定に基づき、県が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。

(土砂採取料等)

第14条の2 漁港の区域内の水域(県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。)又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)(以下「採取者等」という。)からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、法第39条第4項に規定する者については、この限りでない。

第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、 県が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持 管理について、必要な事項を定めるものとする。

(土砂採取料等)

第14条の2 漁港の区域内の水域(県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者(以下「採取者等」という。)からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、同条第4項に規定する者については、この限りでない。

 $2 \sim 4$ (略)

(新潟県風致地区条例の一部改正)

 $2 \sim 4$ (略)

第2条 新潟県風致地区条例(昭和45年新潟県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 改 正 後 正 前 別表第1 (第2条、第3条関係) 別表第1 (第2条、第3条関係) (1)~(21) (略) (1)~(21) (略) (22) 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和 (22) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第 25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施 3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ 設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に 及び口に掲げる機能施設に関する工事の施行又 関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行 は漁港施設の管理に係る行為 $(23) \sim (34)$ (略) $(23) \sim (34)$ (略)

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。